# うわさの健康情報

2025年3月作成

## シリーズ 「自動車運転での労災を防ぐ」

運輸業ではない業界でも、自動車運転での労災は多く発生しています。
厚労省が発表した「交通労働災害防止のためのガイドライン」、
警察庁のウェブページの「安全運転管理者の業務の拡充等」の部分、
国交省が発表した「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」を
参考にしています。

## （その1） 安全運転管理者

まず、事業者は安全運転管理者を選任しましょう。
社用車が5台以上あれば選任義務があります。
そして管理者の役割・責任・権限を決めます。
管理者がリーダーとなって行うこととしては、以下の様なものが挙げられます。

●安全衛生委員会で、自動車運転での労災について話し合う。
●走行計画を作成する。
　★予定の経路は？
　★走行開始、経由地到着・出発、走行終了、の予定時刻は？
　　運転者の拘束時間、運転時間、休憩時間を考慮しながら計画する。
　★走行時に注意を要する地点は？
　★安全な運転ができるか？
　　乗務前に確認。疾病、疲労、飲酒など。
　　乗務直前に安全な運転ができないと判断された場合、
　　本当にその従業員に運転業務につかせずに仕事が回るのか？
●運転日誌を備え付け、記録する。
●異常気象や天災のときに走行の中止や一次待機などを指示する。
●自動車の点検について管理する。安全装置を整備する。
●雇入時や定期の教育を行う。
　交通法令・改正、飲酒など。
　必要に応じてベテランが添乗して教育する。
●アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認する。
　詳細は警察庁のウェブページの「安全運転管理者の業務の拡充等」を。